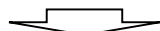


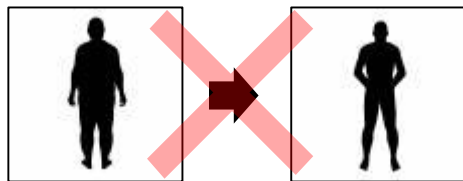
今月のテーマ

「ビフォー・アフター」原則禁止に＝美容医療トラブルで広告規制－厚労省方針

■従来は、「あたかも効果があるかのようにみせるため、加工・修整した術前術後の写真等については、虚偽にあたるものとして規制される」との厚労省の見解でした。… 平成24年（2012年）9月28日 厚労省通知



■今後は、加工や修整をしていなくても「誰もが同じ効果が得られると患者が勘違いして飛びつく恐れがある」と判断し、省令で禁止されることとなります。



before

after

貴クリニックのホームページの見直しが必要になります！

10月26日(木曜日)

13版 社会 38

術前・術後の写真掲載

原則禁止

厚生労働省は25日、医療機関が自らのウェブサイトで、患者を獲得するために手術後の写真を掲載する行為を原則禁止する方針を決めた。美容医療を中心に加工した写真がサイトに掲載されており、虚偽や誇大な説明を防ぐ。正しい情報に基づいて患者が医療機関を選べるようにする。同日開かれた有識者会議で、原則禁止でおおむね一致した。厚労省は2018年6月までに施行する改正医療法に合わせて実施する方針。厚労省によると、美容医療

厚労省方針 誇大説明防ぐ

を中心に、手術後の写真を加工するなどして、患者の状態を良く見せようとしているサイトが存在する。ただ、写真を加工したかどうか見分けが付きにくいいため、加工していない場合も含めて原則禁止とすることにした。手術前後の写真の掲載については、患者が治療効果イメージしやすいという利点もある。厚労省は今後、新たに作るガイドラインで禁止対象から除外するケースを示す。医学系の学会などが手術前後の写真を掲載することは、特定の医療機関に誘導する目的がないとして認める方針だ。